

第1、捜査

[第1問] 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものには1を、誤っているものには2を選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(29-14) **ランク** : A

- ア. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。
- イ. 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、その荷物に外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察した行為は、任意処分として許される。
- ウ. 捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきであるが、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解すべきではなく、かかる行為は、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況の下で相当と認められる限度でのみ許容される。
- エ. 警察官が、交通取締りの一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。
- オ. 酒気帯び運転の疑いが生じたため、酒気を検知する旨告げたところ、運転者が急に反抗的態度を示し、エンジンのかかっている自動車の運転席に乗り込んで発進させようとしたので、警察官が運転席の窓から手を差し入れエンジンキーを回転してスイッチを切った場合、この行為が適法とされることはない。

- ア○ ∵最決昭51・3・16百選10版1事件
イ× ∵最決平21・9・28百選29事件
ウ○ ∵最判昭53・6・20百選4事件
エ○ ∵最決昭55・9・22百選A1事件
オ× ∵最決平6・9・16百選2事件

[第2問] 次のアからオまでの各手続のうち、その手続に関して裁判官の裁判が必要となるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(25-16) ランク：A

ア. 私人が、窃盗行為に及んだ者を現行犯逮捕する場合

イ. 司法警察員が、殺人を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある者を緊急逮捕する場合

ウ. 検察官が、逮捕状に基づき逮捕された者を司法警察員から受け取った後、勾留請求せずに釈放する場合

エ. 殺人の事実で勾留中に起訴された者につき、同じ事実で引き続き勾留する場合

オ. 窃盗の事実で逮捕中に起訴された者につき、同じ事実で勾留する場合

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

ア不要 ::213条

イ必要 ::210条1項

ウ不要 ::204条1項

エ不要 ::すでに勾留中の被疑者について、公訴が提起された場合、自動的に被告人勾留へと切り替わる。

オ必要 ::280条2項

[第3問] 次の【事例】において、司法警察員が後記アからオまでの【捜査】を行った場合、あらかじめ令状の発付を受けていなければ適法と評価される余地のないものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。(26-14) ランク：B

【事例】

司法警察員は、被害者Vの殺害死体が発見されたことから、その捜査を開始したところ、Vの預金が、同死体の発見された前日にVのキャッシュカードを用いて銀行の現金自動預払機から払い戻されていたことを把握し、同銀行に設置された防犯カメラを解析した。その結果、Vの預金を払い戻した人物の容貌がVの知人Aの容貌と類似していることが判明し、司法警察員は、Aを被疑者として次のアからオまでの【捜査】を実施した。

【捜査】

- ア. Aに知られずに、公道上を歩行中のAの容貌を写真撮影した。
- イ. Aに知られずに、Aの自宅から公道上のごみ集積所に排出されたごみ袋を持ち帰った。
- ウ. Aに知られずに、Aと取引のある金融機関にAの負債内容の報告を求め、それを記録し

た書面の交付を受けた。

エ. Aの同意に基づいて採取した口腔内細胞を試料として、AのDNA型を検査した。

オ. Aに対し、Aの同意に基づいてポリグラフ検査を実施した。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

ア適法と評価される余地あり ∵最決平 20・4・15 百選 8 事件

イ適法と評価される余地あり ∵最決平 20・4・15

ウ適法と評価される余地あり ∵この問題で迷うならこの肢。実質的根拠は 197 条 2 項だが、この条文を知らずとも、判例が強制処分として令状が必要となると考えてる捜査は、未だ誰にも知られていないようなプライバシー権の侵害にあることを考えれば、このような捜査手段も任意捜査になるのではないかと考えたかった。

エ適法と評価される余地あり ∵本人の同意があれば、強制処分にはあたらない。

オ適法と評価される余地あり ∵本人の同意があれば、強制処分にはあたらない。

[第4問] 捜査機関の権限に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(25-14) ランク:A

1. 検察官は、司法警察員の取調べに際して任意の供述をした犯行の目撃者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第1回公判期日前に限り、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
2. 司法警察員は、告訴を受けた事件に関する書類及び証拠物について、当該事件について犯罪の嫌疑がないものと思料するときは、検察官に送付しないことができる。
3. 検察官は、司法警察員から送致を受けた事件であっても、捜査の必要があると思料するときは、自ら、搜索差押許可状の発付を受けて、搜索差押えを行うことができる。
4. 司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑に当たる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを検察官ではなく家庭裁判所に送致しなければならない。
5. 司法巡査は、犯罪の捜査について必要があるときは、犯罪の被害者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。

1○ ∵227条1項

2× ∵242条

3○ ∵191条1項、218条1項

4○ ∵少年法41条前段 この肢について判断できなくとも、2の肢を確実に誤っていると判断したい。

5○ ∵223条1項

〔第5問〕次の【事例】に関する警察官の捜査活動等について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。(25-15) ランク：A

【事例】

H警察署司法警察員は、「平成24年3月1日午後9時、I市内にあるJ倉庫裏において、甲が乙に覚せい剤を譲り渡すという覚せい剤取引の計画がある。」旨の情報を入手した。そこで、司法警察員は、部下である司法巡査X及び司法巡査Yに対して、前記覚せい剤取引を確認した場合には甲及び乙を逮捕するように指示した。その後、司法巡査X及び司法巡査Yは、同日午後9時、前記J倉庫裏において、甲が乙にアタッシュケースを渡したのを現認したので、直ちに、甲及び乙に対する職務質問を開始した。しかし、甲は、その場から逃走し、司法巡査Xはこれを追跡したものの、見失った。これに対し、乙は、その場に留まり、司法巡査Yの求めに任意に応じて前記アタッシュケースを開披し、その中に入っていた白色粉末入りのビニール袋を司法巡査Yに渡した。そして、司法巡査Yは、乙の同意を得た上で、試薬を使用してその白色粉末が覚せい剤であることを確認したことから、同日午後9時20分、乙を覚せい剤所持の事実により現行犯逮捕した。その後、乙は、同日午後10時、司法警察員に引致された。一方、甲を捜していた司法巡査Xは、司法巡査Yから、携帯電話により、前記アタッシュケースの中には覚せい剤が入っていたことを聞いた。そして、司法巡査Xは、同日午後11時50分、I市内において、甲を発見したことから、甲を覚せい剤譲渡の事実により緊急逮捕し、司法警察員に引致した。その後、甲には、同年2月27日に同市内の宝石店において100万円相当の宝石を窃取したという窃盗の余罪があることが判明した。

【記述】

- ア. 乙が所持していた覚せい剤を押収するには、差押許可状の発付を受ける必要がある。
イ. 甲及び乙の引致を受けた司法警察員は、緊急逮捕された甲については、弁解の機会を与える必要があるが、現行犯逮捕された乙については、弁解の機会を与える必要がない。
ウ. 甲については、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないが、司法巡査Xもこの手続をすることができる。
エ. 甲については、覚せい剤譲渡の事実により逮捕されている間でも、前記窃盗の事実により逮捕することができる。
オ. 乙について検察官に送致する手続をする場合には、この手続を平成24年3月3日午後10時までにはしなければならない。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

(参照条文) 覚せい剤取締法

第41条の2第1項 覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者(第42条第5号に該当する者を除く。)は、10年以下の懲役に処する。

- ア× ∵220条1項2号,3項。逮捕に伴う搜索差押は、無令状で行える。
- イ× ∵緊急逮捕については211条、現行犯逮捕については216条が通常逮捕の規定を準用しているため、203条1項によって、弁解の機会を与える必要がある。
- ウ○ ∵210条1項。通常逮捕の令状請求権者と異なり、緊急逮捕後の令状請求は司法巡査でも行える。
- エ○ ∵一罪一逮捕一勾留の原則から、一罪について同時に逮捕することは原則としてできないが、異なる罪について同一人物を同時に逮捕することは可能。
- オ× ∵216条、202条、203条。被疑者が身体を拘束された時から起算して、48時間以内に検察官に送致しなければいけないため、平成24年3月3日午後9時20分までに検察官に送致しなければいけないとなる。